

家畜保健衛生所情報

令和6年1月12日

動物用医薬品等の適正使用について

獣医師や、医薬品の使用者等（畜産農家も含む）が農薬、抗生剤等（動物用医薬品を含む）を使用する場合、食品に残留することによる人への健康被害防止のため、「1. 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（以下、使用規制省令）」によりその使用が規制されています。

また、食品中に残留する農薬、動物用医薬品、飼料添加物などが人の健康に害を及ぼすことのないよう、「2. ポジティブリスト制度」においても規制されています。

1.使用規制省令について



当省令では、規制対象動物用医薬品と、各々の「対象動物」、「用法及び用量」、「使用禁止期間」、「使用禁止用途」等が定められおり、これに違反して使用した場合、法律により罰則が適用されることがあります。

また、使用者（畜産農家含む）は、以下①～⑦を帳簿に記載するよう努める必要があります。

動物用医薬品の

- ① 名称、② 用法及び用量、③ 使用した年月日、④ 使用した場所
- ⑤ 使用した対象動物の種類、頭数・羽数、特徴
- ⑥ 使用禁止期間のある動物用医薬品を使用した場合は、その使用対象動物と、その生産する乳を、食用に供するためにと殺し、又は出荷することができる年月日
- ⑦ 使用すれば出荷等ができない動物用医薬品を使用した場合は、その使用対象動物と、その生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、又は出荷してはならない旨

👉注意！！

また、育雛・育成期の飼料には、飼料添加物として抗生物質及び合成抗菌剤が含まれていることがあります。

この場合、対象家畜や出荷禁止期間等が決められていることがあるため、これらに従って適正に使用してください。

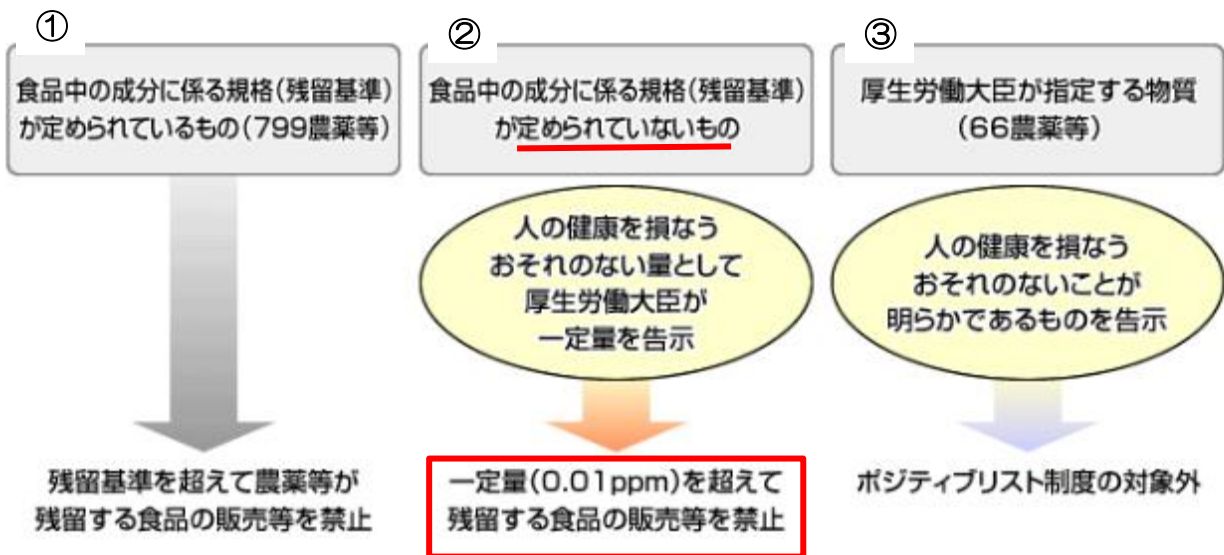


★ 使用規制のある動物用医薬品（要指示薬等）を適正に使用するために、以下の項目を実施しましょう。

- ◎ 獣医師の指示（指示書のとおり）に使用すること
- ◎ 使用した場合は必ず出荷禁止期間等を確認し、これを遵守すること
- ◎ 投薬した場合は（獣医師が投薬した場合を除く）、上記の事項を帳簿等に記載すること
- ◎ 獣医師が投薬した場合も、出荷禁止期間等が分かるように帳簿等に記載すること

2. ポジティブリスト制度について

ポジティブリスト制度では、人の健康に害を及ぼすことのないよう、食品中に残留する農薬・動物用医薬品などを、以下の①～③に分類し、残留基準値が設定されています。下記②の残留基準が定められていないものは、一律基準（0.01ppm）が定められ、これを超えての残留は認められていません。



使用規制省令 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425M60000200044 (この中に別表1から4があります)	QRコード	ポジティブリスト制度 060516-1.pdf (mhlw.go.jp)	QRコード
--	-------	--	-------